

広島県告示第三百五十五号

令和元年広島県告示第七百五十五号（広島県立障害者リハビリテーションセンターにおける器具その他物品の利用料金）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区	分	単位	金額	区	分	単位	金額
X線フイルム コピー	(略)	(略)	(略)	X線フイルム コピー	(略)	(略)	(略)
	記憶媒体DVD	一枚につき	1、100円		記憶媒体DVD	一枚につき	1、190円
記憶媒体CD	一枚につき	1、100円		記憶媒体CD	一枚につき	1、180円	